

福知山市における 空家対策の取組みについて

令和7年10月25日（土）
市民生活部まちづくり推進課
空家対策・集会施設係

空き家について

○空き家

利用されていないことが常態の建築物

○空家等

おおむね1年間利用・管理されていない空き家

福知山市内の空家等の数…1,125件

(R4～R6実施 空家等実態調査の結果より)

空家等の分類

○特定空家等

そのまま放置すれば著しく倒壊等保安上危険、または衛生上有害となるおそれのある空家等

○管理不全空家等

周辺環境に悪影響を及ぼしており、放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等

空き家に対する市の対応

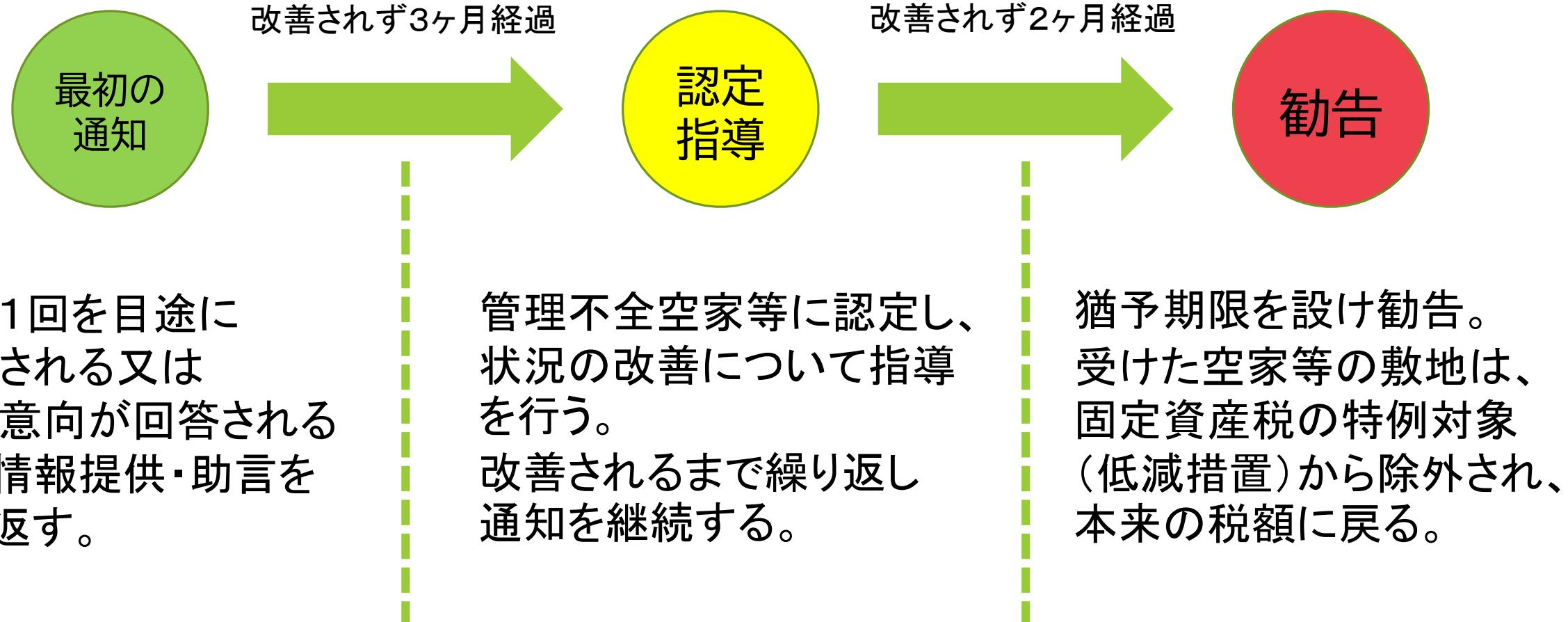


近隣の方から相談を受ける

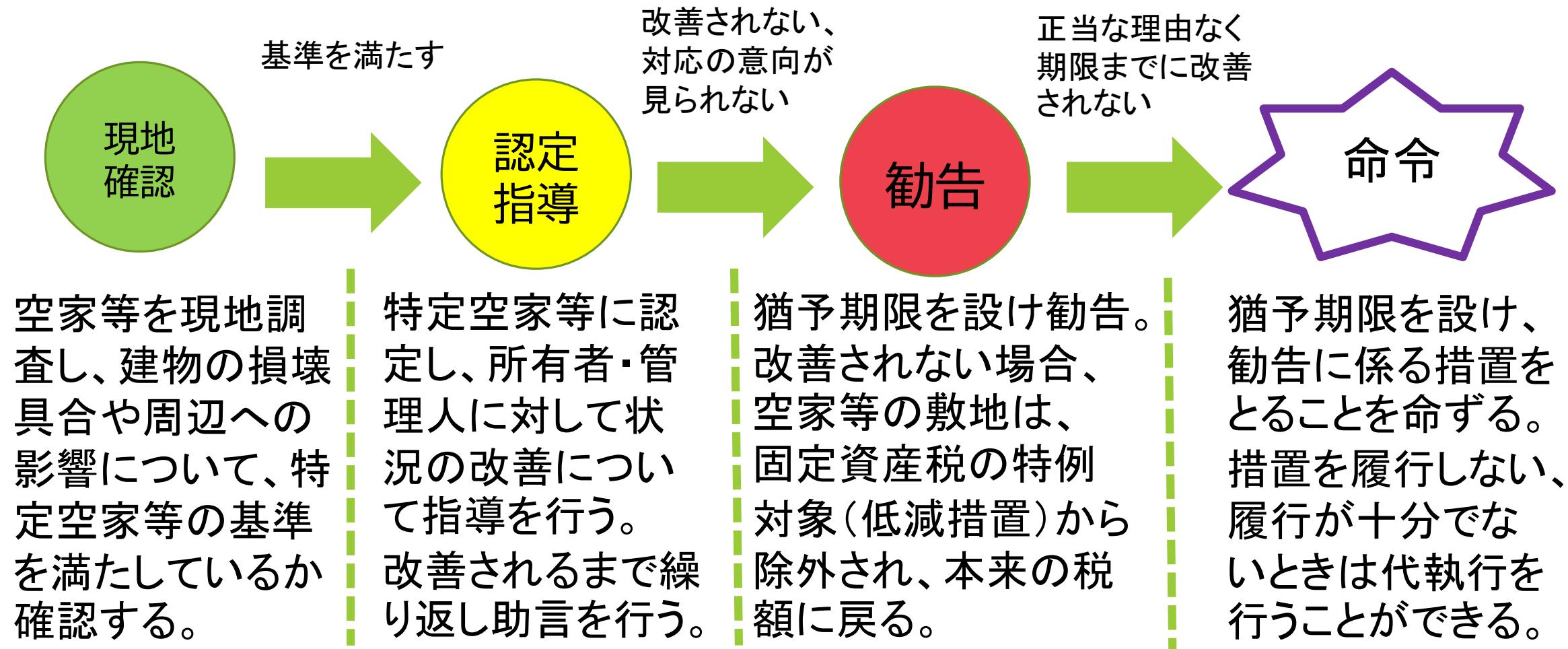
現地調査、所有者調査を行う

情報提供、助言、認定・指導
を改善されるまで繰り返す

対応の流れ 1(管理不全空家等)



対応の流れ 2(特定空家等)



代執行と緊急安全措置

特定空家等に認定した建築物について、直ちに対応しなければ周辺に對して著しい悪影響を及ぼす可能性があるとき、市が所有者に代わって除却や改善を行う「代執行」の権限を持つ。(費用は所有者から徴収)

また、危険が切迫している場合は市が「緊急安全措置」により必要最小限の安全確保措置を行うことができる。(費用は所有者から徴収)

※空き家は個人の財産であるため、処分や改善を含めた適切な管理も所有者の責務です。

※まずは相続関係をすべて調査し、管理すべき人に対して指導を行います。代執行や緊急安全措置は、最終手段として行うものです。

今のうちから、所有されている家を
将来「どうしたいのか」関係の皆さんで
話す機会をもってみてください。

福知山市役所2階 まちづくり推進課

TEL:0773-24-7225